

東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成30年条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「委任」を「雑則」に改め、「第33条」の次に「・第34条」を加える。

第3条第5項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加え、同条第4項中「同意を」を「承諾を」に改め、同項第1号イ中「同意」を「承諾」に改め、同項第2号中「シー・ディー・ロム」を「光ディスク」に改め、「準ずる」の次に「方法により」を加え、「記録することができる電磁的記録媒体」を「記録しておくことができる物」に改め、同条第6項中「同意」を「承諾」に改める。

第15条第8号中「担当者（以下）」の次に「この条において」を、「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第19号中「平成11年厚生省令第38号」の次に「。以下「指定居宅介護支援等基準」という。」を加え、同号の次に次の1号を加える。

- (19)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める

割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が指定居宅介護支援等基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出ること。

第20条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条中「第3章」を「前章」に改める。

「第5章 委任」を「第5章 雑則」に改める。

第33条に見出しとして「(委任)」を付し、同条を第34条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び第15条第26号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によること

ができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第15条第19号の改正規定及び同号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(虐待の防止に関する経過措置)

- 2 施行日から令和6年3月31日までの間は、この条例による改正後の東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第5項、第20条及び第29条の2（これらの規定を改正後の条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第3条第5項及び第29条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、改正後の条例第20条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間は、改正後の条例第21条の2（改正後の条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第21条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間は、改正後の条例第23条の2（改正後の条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

令和3年第1回定例会
第25号議案資料

東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
の基準に関する条例の一部を改正する条例

「東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」について

1 改正趣旨

令和3年1月25日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されたことを踏まえ、条例改正を行うものである。

2 主な改正内容

- (1) 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、訓練の実施等を義務付ける規定を追加する。
- (2) 感染症や災害が発生した場合も必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続計画の策定、訓練の実施等を義務付ける規定を追加する。
- (3) 会議や多職種連携においてテレビ電話等のICTの活用を認める規定を追加する。
- (4) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を義務付ける規定を追加する。
- (5) ケアマネジメントの公正中立性の確保の観点から、ケアプランにおける訪問介護等の割合や同一事業者により提供された訪問介護等の割合を、利用者に説明する規定を追加する。
- (6) 生活援助の回数の多い利用者等への対応の観点から、訪問介護がその大部分を占めるケアプランを作成する事業所に対する点検・検証に関する規定を追加する。
- (7) その他基準省令の内容に沿った規定の追加等を行う。

3 概要説明

(1) 各条の改正概要

条文	改正概要
第1章 総則	
第3条(基本方針)	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備と研修の実施等を義務付ける規定及び指定居宅介護支援の提供における介護保険等関連情報等の活用に関する規定の追加
第3章 運営に関する基準	

第6条（内容及び 手続の説明及び同意）	利用者への説明事項に、ケアプランにおける訪問介護等の割合や同一事業者により提供された訪問介護等の割合を追加する改正及び表記の整理
第15条（指定居 宅介護支援の具 体的取扱方針）	サービス担当者会議について、参加する利用者等がいる場合はその同意を得て、テレビ電話装置等の活用を可能とする改正及び訪問介護がその大部分を占めるケアプランを作成する事業所に対する点検・検証に関する規定の追加等
第20条（運営規 程）	運営規程として定めるべき事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を追加
第21条（勤務体 制の確保等）	職場において行われる性的な言動等により就業環境が害されることを防止するための措置を義務付ける規定の追加
第21条の2（業 務継続計画の策 定等）	感染症や非常災害発生時における業務継続計画の策定並びに研修及び訓練の定期的な実施等を義務付ける規定の追加
第23条の2（感 染症の予防及び まん延の防止の ための措置）	感染症の発生又はまん延防止のための、対策検討委員会の開催、指針の整備並びに研修及び訓練の定期的な実施を義務付ける規定の追加
第24条（掲示）	重要事項の掲示に代わる書面の備付け及び関係者の自由閲覧に関する規定の追加
第29条の2（虐 待の防止）	虐待の発生又はその再発防止のための、対策検討委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施及び担当者の配置を義務付ける規定の追加
第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準	
第32条（準用）	表記の整理
第5章 雑則	
第33条（電磁的 記録等）	書面の作成等について電磁的記録によることができる規定及び書面の交付等について電磁的方法によることができる規定の追加
第34条（委任）	見出しの追加及び条の繰下げ